

## 淡海の川づくり検討委員会 議事概要

日 時：平成 21(2009)年 11 月 11 日(水) 10:00~12:00

場 所：大津合同庁舎 7 階 7B 会議室

出席者：淡海の川づくり検討委員

寶委員長、中川副委員長、遊磨委員、吉見委員  
事務局

滋賀県流域政策局 流域治水政策室、河川・港湾室

- 議事内容：1．滋賀県の河川整備方針(案)について  
2．甲賀・湖南圏域河川整備計画(原案)について  
3．東近江圏域河川整備計画(原案変更)について

### 滋賀県の河川整備方針(案)について

事務局により、「滋賀県の河川整備方針(案)」について、前回の委員会の意見に対する対応に関する説明が行われました。意見交換の内容は次の通りです。

委員：資料-1 P7 の下から 5 行目「流域の形状係数が 0.4 以下の河川～河川が多いのも特徴の一つです。」とありますが、この特徴は河川整備にどの様に関係しますか。

事務局：この文章では、滋賀県の河川の流域が小さく、細長い流域の河川が並行して琵琶湖へ流れ込む特徴を述べています。

委員：滋賀県の河川は、流域が小さく、また細長い流域の河川が沢山ある事を特徴としています。現在の記載内容で良いのではないですか。

委員：流量観測が行われていない為、河状係数の記載が難しい旨の話がありましたが、そもそも流量観測がない河川で、河川整備の実施は可能ですか。

事務局：ダムがある流域は、ダムの水を補給する目的で流量観測が行われていますがその他多くの河川は、流量観測が行われていません。今後は、水文観測の実施に向け努力したいです。

委員：河川の保全等の目標に、水文観測の実施に関する記載を追加して欲しいです。

委員：水文観測の実施に向けた取り組み姿勢に関する記載は入れて欲しいです。

委員：資料-1 の P41 以降の参考資料について、“治水事業の沿革”と“災害年表”に記載されている浸水被害に関する数値が違っている洪水があります。

事務局：数値の出典等を確認し、被害数量を整理します。

委員：資料-1 の目標安全水準で戦後最大相当の洪水とありますが、概ねどの洪水に相当しますか。また、確率規模 1/10 や 1/30 の洪水は概ねどの洪水に相当しますか。

- 事務局 : 概ねどの洪水に相当するかを、工夫して表記したいです。
- 委員 : 資料-1 の P32 表 5-6-2 に各目標安全水準に相当の洪水名を、記載してはいかがですか。

「滋賀県の河川整備方針(案)」は、本委員会の意見に対する修正内容について委員の了承を得た上で、「滋賀県の河川整備方針」とします。

#### 甲賀・湖南圏域河川整備計画(原案)について

事務局より、「甲賀・湖南圏域河川整備計画(原案)」について、前回の委員会の意見への対応に関する説明を行いました。意見交換の内容は次の通りです。

- 委員 : 資料 2-3 の 2 番の箇所について、「記録の保存に努めるなどの検討を行います。」と記載がありますが、本来は、文化財そのものを保全すべきです。現在の記載内容では、記録を保存すれば良いと勘違いする可能性があるため“保全に努めるが、やむを得ない場合は記録に努める”旨の記載に修正して欲しいです。

事務局 : 隧道の管理は、市の道路部局である為、河川管理者としては、保存すると明言する事は難しいです。

- 委員 : 隧道をその場で保全する事が難しい場合は、移設しても良いですか。

委員 : 文化財としては、その場所にあるのが本来の姿でありますが、移設による復元でも良いです。この隧道は、滋賀県にとって大事な工法です。

- 委員 : 隧道の保全の為に文化庁にスポンサーとなって頂く事は可能ですか。

委員 : 文化庁にスポンサーになって頂く事は難しいです。

事務局 : 現在、この改修は国の補助事業で実施しています。この隧道は道路事業となる為、可能かどうか分からないですが、地元の声等も踏まえて可能であれば保全して行きたいです。

- 委員 : 川づくりの中で、文化財の保全は重要であり、財政が苦しい事は良く理解していますが、保全に向けた姿勢を崩さず頑張りたいです。

事務局 : 文章を、「記録の保全に努めるなどの検討を行います」から「保全に努めるなどの検討を行います。」に修正します。

- 委員 : 資料 2-3 の 6 番の箇所について、“森林保全”とは、どのような方針を考えていますか。

事務局 : 間伐材を使う等、森林保全の施策の一部を支援する事を考えています。

- 委員 : この“森林保全”は良好な河川流況の確保に向けて考えている事です。文章を、「流域における適正な水利様の為の河道内の整備や啓発活動に努めます。」の趣旨で修正してはいかがですか。また、河川流況について具体的に実施している事業はありますか。

- 事務局 : 河川流況については、流域全体での対策を考えており、河道内の整備は考えていないです。また、具体的な事業としては、水文観測の実施程度です。
- 委員 : “河道内の整備”は、適正な水利用に向けた低水路形状の工夫の事ですが、これは現在でも実施しているのではないですか。
- 委員 : 河川流況については、ハード的な整備はあまり考えていないですが、水利権の見直しも含めた適切な水利用のマネジメントが出来ればと考えています。“森林保全”という記載は必要ないのではないですか。
- 事務局 : 文章について、意見を踏まえて修正します。

「甲賀・湖南圏域河川整備計画(原案)」は、本委員会の意見に対する修正内容について委員会の了承を得た上で、「甲賀・湖南圏域河川整備計画(案)」とします。

#### 東近江圏域河川整備計画(原案変更)について

事務局より、「東近江圏域河川整備計画(原案変更)」の内容について説明を行いました。意見交換の内容は次の通りです。

- 委員 : 資料3-4のP21の管渠による河川改修後、現在の河川用地はどのようになるのですか。
- 事務局 : 現在の河川は埋め立て、河川改修で用地買収されるガソリンスタンドが移転する事になります。
- 委員 : 資料3-1のP19について、図面の改修ラインが薄くて見難いです。また河川改修は堀削と記載していますが、引堤も行うのではないですか。
- 事務局 : 引堤等の計画が分かる様に図を修正します。また、文章も修正します。
- 委員 : 資料3-4のパワーポイントに記載の内容は、本文の何処に反映がありますか。
- 事務局 : 資料3-3に変更内容が記載されています。
- 委員 : 資料3-4のP6で示されている6つの修正事項の反映箇所は何処ですか。例えば多自然川づくりに関する反映箇所を教えてください。
- 事務局 : 資料3-3のP25に記載しています。個々の河川については、例えば愛知川では、瀬・淵の保全に関する記載を追加しています。
- 委員 : 愛知川等は、アユが逆上出来ない河川となっており、この事についての反省が必要ではないですか。自然の営力を活用する以上、河川改修が完了しても改善すべき箇所があれば適時整備をすべきではないですか。
- 事務局 : 天井川を切り下げる事による琵琶湖の背水の影響で、アユが上流に逆上しなくなりましたが、護岸の補修等の対策で、多少の効果は出ています。後は、西の湖で、堤防を整備しない事が大きな変更点です。
- 委員 : 資料3-4のP36の“堤防整備”は、湖中堤・湖周堤を明記すべきです。

- 事務局 : 今回の整備計画では、湖中堤・湖周堤を整備しない旨を記載しています。
- 委員 : 資料 3-4 の P38～P41 の内容が、整備計画の本文にないと思いますが。
- 委員 : 資料 3-4 の多自然川づくりに関する記載は、現状でも植生が復元されており引き続き実施して行く事を整備計画の本文に記載してはいかがですか。
- 委員 : 整備計画の対象区間以外でも、維持管理を実施する事が必要ではないですか。
- 事務局 : 資料 3-4 の P26 に、維持管理については記載しています。
- 委員 : 総合土砂管理に関する記載が追加されていますが、一般的な記載にとどまっています。各河川で具体的に記載して欲しいです。確か愛知川では、具体的な取り組みが行われているはずです。
- 事務局 : 愛知川等の河川について記載します。
- 委員 : 総合土砂管理では、砂浜の保全だけでなく、河床の維持管理についても重要です。特に愛知川では河床のアーマー化が顕著です。
- 委員 : 八日市新川では、人の側に新川が流れる事になりますが、新たなリスクは発生しないのですか。また、地元の合意は図れているのですか。
- 事務局 : 圃場整備と連携して整備を行う予定であり、新たなリスクも含め、地元と十分な協議を行いながら整備を進めています。
- 委員 : 資料 3-1 の P21 等で、横断図の位置として地名を記載していますが、図面上で地名がない為、横断図の位置が分かり難いので修正して欲しいです。
- 事務局 : 図を修正します。

以上